

令和7年度第2回徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

1 日 時 令和7年11月5日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 徳島県庁10階 大会議室

3 参加者 委員12名（添付資料参照）

生活環境部交通・生活安全担当部長、消費者政策課長、県警察本部情報発信課長
ほか

4 議事概要

（1）会議の開催要件について

委員15名中12名出席であり、会議の要件を満たしていることを報告

（2）協議事項説明

「徳島県犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービス」

「第二次徳島県犯罪被害者等支援計画案」

「パブリックコメントの実施」

以上について、事務局より資料に基づき説明

（3）協議概要

○委員

まず、ワンストップサービスの仕組みについて、資料1の図の相談受付機関等に弁護士が入っていないのはなぜか。また、相談受付機関等が最初にどこに繋いでいくのか、支援調整会議の開催の判断はだれが行うのか、実施要綱の第5条で「三者において支援調整会議を開催する必要があると判断された場合」ということは三者の全員一致なのか、といったことがよく分からない。本来は支援コーディネーターが判断することになるのではないかと思う。

また、支援コーディネーターは委託によるのか、県の専従職員なのかについて御回答いただきたい。

実施要綱第3条で「県内で発生した対象犯罪行為により被害を受けた県外に居住する者又はその遺族」を対象としたことは素晴らしいことだと思うが、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」で同じ規定があるか。ここはこの要綱に平仄を合わせるべきである。

次に、実施要綱第3条の「犯罪被害者が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき犯罪被害者にも責めに帰すべき行為がある場合」の規定は、落ち度探しに繋がりがねず、修正が必要である。

あと、個人情報提供同意書については、情報の提供先に弁護士や医療機関を加えるべきである。県と警察、被害者支援センター、市町村だけに限定しているが、具体的にどういう支援が必要なのかという点から、これは修正する必要があると思う。

○事務局

まず、資料1の犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービスの仕組み図の中で、相談受付機関等に弁護士が入っていないことについては、相談受付機関は多岐にわたるため、「その他」との記載の中に含まれると考えている。

相談受付機関等がどこに繋いでいくのかについては、支援コーディネーターに繋いでいくことになる。支援コーディネーターは、相談者と面談等を実施し、ニーズを把握した上で、徳島県と県警察、徳島被害者支援センターに繋ぎ、三者で支援調整会議開催の可否について最終判断し、県が会議を招集するという仕組みとしている。

支援コーディネーターについては、県から徳島被害者支援センターに委託し、県として配置しているコーディネーターが担うこととなる。

ワンストップサービスの支援対象者について、県内で被害を受けられた県外の方を対象とするかについては、当然、支援メニューの中で県内在住の方のみ対象となるものもあるかと思うが、ワンストップサービスの支援の対象とはすることで整理している。

実施要綱第3条の「犯罪被害者が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき犯罪被害者にも責めに帰すべき行為がある場合」については、個別に判断していくこととなるが、趣旨としては、次の「支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合」の一つの類型として規定しており、この判断については、三者において個別に判断するものと考えている。

個人情報提供同意書について、まず様式第2号の個人情報提供同意書については、支援コーディネーターや三者に情報を提供することの同意を頂くもので、支援調整会議を開催すると判断し、市町村を含む四者以外にも関係する機関に入っただく場合は、様式第7号の犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書に記載をした上で、情報提供の同意を頂くという形で考えている。

○事務局

「よりそいの樹とくしま」で実施している、性暴力被害者支援事業の公費負担の制度の対象については、医療費支援は、県外在住の方で県内で被害を受けられた場合で、至急対応が必要な場合については、公費負担対象としている。カウンセリングと法律相談に係る支援については、県外在住の方は対象外としている。

○委員

「よりそいの樹とくしま」は、実施要綱第3条1項(1)ウのように規定の見直しを検討していただきたい。

それと、弁護士会を資料1の図の相談受付機関等の中に入れていただきたい。

実施要綱第5条の「三者において」は三者の一致なのか多数決なのか、ここはきちんと考えておいていただきたい。

こうした体制ができると支援コーディネーター業務は非常に重要となってくる。徳島被害者支援センターにおいて、センター長が支援コーディネーターを兼務しなくともよいよう、適切な人材育成とともに、予算の確保をお願いしたい。

実施要綱第8条(2)の「面談の実施」について、「支援コーディネーターは、支援対象者と面談して状況を確認し」とあり、面談を条件としている。支援コーディネーターと

の面談が難しい支援対象者がいる場合があるため、この面談要件は検討していただきたい。

○事務局

資料 1 の図の相談受付機関等について、弁護士会を入れる方向で調整したい。

支援調整会議の開催については、支援コーディネーターが把握した被害者等の状況等を勘案して、三者で開催の可否を確認して決定することから、多数決ではなく三者合意の上で最終決定することとしており、適切に対応して参りたい。

徳島被害者支援センターにおいて、現状ではセンター長は支援コーディネーターを兼務しておらず、4名の非常勤職員が支援コーディネーターを務めている。センターとも十分協議をした上で、適切な予算の確保に努めて参りたい。

必ず支援対象者との面談を行わなければならないのかとの点については、委員御指摘のように支援者の方からの聞取り等で対応できるか、検討させていただきたい。

○委員

特に「面談の実施」に関しては、柔軟性を持たせた書きぶりを検討していただきたい。

「よりそいの樹とくしま」、児童相談所、配偶者暴力相談支援センターが支援調整会議の開催を判断する三者に入っていないが、いずれも徳島県の機関であるので、これらの機関が総合的支援が必要であると判断した場合、支援調整会議開催の可否を決めていく上で、配慮したほうがいいのではと思う。

○事務局

前回の審議会で配付した警察庁の通知の中でも、既存の仕組みとの連携として、個別事案の支援における性犯罪・性暴力被害者のための支援センター、要保護児童に対する支援等の既存の枠組との連携について謳われているところであり、緊急的な支援については既存の枠組で対応しながら、中長期的な支援に向けて、支援調整会議を開催して多機関による継続的な支援を行うこととなる。三者で支援調整会議開催の可否の決定はするが、既存の枠組で初期対応を行った事案については、それを所管する機関の意見を十分伺った上で判断し、多機関での支援に繋げていくということで対応して参りたい。

○委員

個人情報提供同意書が2種類ある。できれば被害者がこうした署名をする機会を極力少なくするため、1枚にまとめられないか。

○事務局

非常に機微な個人情報を扱うことになるため、本人の同意をしっかりと取る必要がある。支援コーディネーターに情報提供する段階での同意と、支援調整会議に参画する機関・団体等へ情報提供を行う段階での同意を、一度に取れるかについて検討させていただきたい。

○会長

アセスメントシートはいろんな分野で使われてると思うが、できるだけ当事者に負担な

くということであれば、非常に高度な技術が必要なものと認識している。見直しをする際に、そうしたことも含めた研修内容の充実であるとか、できるだけ負担のないよう併せて検討いただきたいと思う。

○委員

調査する内容に漏れがないようにということだと思う。徳島県、警察、支援センターが、こういうことを聞いたら漏れがないとお互いに内容を詰めて、そうしたシートを作るというのも一つの方法ではないかと思う。

○会長

分野によって主眼となるところの違いもあるというところで、包括的な項目として含まれているかということも併せて、今一度検討していただきたい。

○委員

いろいろな項目が準備されているので基本的にはこれで良いのではないかとと思う。福祉的観点から、生活困窮や多重債務などの背景を持つ対象者に対し、特記事項の書き方等で配慮が必要である。

○委員

労働の分野において、被害を受けた方が職場等で二次被害に遭わないための制度作りや周知のお手伝いができないか検討している。

○委員

支援コーディネーターは、センターの4名で対応するという理解でよいのか。支援コーディネーターは重責であり、経験なり知識なりを有している人がふさわしいと思うが、実際にどのような人物を想定しているか確認したい。

○事務局

支援コーディネーターについては、県の委託事業として徳島被害者支援センターに配置し、費用を県で負担している状況である。4名が非常勤ということで、ローテーションを組み対応している。うち3名は心理専門職の資格を有している。

○委員

支援コーディネーターは常勤で配置していただきたいということと、関係機関等との連携が必要な機関であり、現在はマンションの一室に拠点を置いていることについて、駐車場不足や施設の狭さなどから、県庁舎の活用を含めた物理的な改善を検討していただきたい。

○会長

これまで長きにわたってこの審議会でも意見が出ている支援コーディネーターの雇用形

態と徳島被害者支援センターの場所について、支援コーディネーターが非常勤ということは、後継者が育たないという問題点もあるかと思う。全国の被害者支援センターにおける、支援コーディネーターだけではなく支援員の高齢化や人手不足ということが全国的に言われている。理由についてのアンケート結果で、やはりそれだけでは食べていけないというところも大きいと聞いている。後継者を作っていくという点でも、雇用形態とそれを実施するための場所を、今一度、御検討いただきたい。

○事務局

支援コーディネーターの勤務形態については、徳島被害者支援センターとの話の中で、現在雇用している方の能力や人材確保等を勘案して、現状の非常勤4名の体制としている。審議会で委員の皆様から常勤化の要望があることは十分承知しており、今後に向け、適切な体制を随時検討し、それに対する必要な予算の確保に努めて参りたい。

場所については、支援調整会議を開く際など、現状ではスペースが不足していることから、県庁舎の会議室を活用するなど柔軟に対応して参りたい。

○会長

子どものサポートについても今回この審議会で様々な意見を頂いているが、例えば、カウンセリングと言っても大人を対象にしたカウンセリングと子どもを対象にした遊戯療法、遊びを通じたカウンセリングなど、それを実施する場所が当該センターには現在はない状況である。その点でも、十分なカウンセリング等を行うためにも広さも含めて、改めて検討いただければと思う。

○委員

この多機関ワンストップサービスはすごくいい制度だと思う。実施要綱の県ホームページでの公開や様式のダウンロード、今後の周知方法について考えをお聞きしたい。

○事務局

多機関ワンストップサービスの周知については、徳島県犯罪被害者支援連絡協議会の構成員や市町村等を対象に説明会を行うなど、制度の周知をしっかりと図って参りたい。また、様式を県のホームページからダウンロードできるといった仕組みについても検討して参りたい。

○委員

前回の審議会でも発言した、いわゆる見舞金についての回答がないが、これはどういう検討をして、どういう結論になったのかということの報告をいただきたい。

○事務局

給付制度については、前回も申し上げたとおり、全国的な状況や四国の他の3県の状況は十分承知しており、そうした状況も踏まえ、制度の必要性について検討を行っているところである。制度の構築には予算等も必要となることから、現状の計画案には記載してい

ないが、引き続き前向きに検討して参りたい。

○委員

生命（いのち）の安全教育について、前回の審議会でかなり話が出てきたところであるが、今回修正案で出てきて良かったと思っているが、ここでは「全ての学校（園）」、「園」ということは保育園、幼児教育から生命（いのち）の安全教育をしていくんだという県の決意だと私は受け止めているが、その理解でいいのかということと、もう一つは、要するに1回やって終わりではなく、成長に応じて適宜実施しくという趣旨なのか、もう一度確認させていただきたい。

○事務局

現在、県として、文部科学省が提供している「生命（いのち）の安全教育」の教材の指導モデルの開発を、小・中学校で令和3年度、4年度、5年度と行い、令和6年度から普及展開事業という文部科学省の委託を受け、小学校の西部ブロックで全校実施を令和6年度に達成したところである。本年度については、中学校を対象として、全校実施をめざして行っている。次年度以降、校種を変えて、全校で実施ができるよう推進しているところである。幼児教育においても、所管の幼稚園等で連絡会等を通じて、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開推進をお願いしている。今後、全ての学校（園）と思っている。

○委員

今、教材の開発という話があったが、今後、徳島の専門的な先生方と共同してやっていただきたいと思います。これはすごく難しいとは思いますが、できればプロジェクトチームみたいなものを作っていただけてやっていただきたいと思います。特に、幼児も幼稚園だけでなく保育園もありますから、そこも含めてやっていただければなと思う。

○委員

1回目は会長と一緒に県の担当者とお話しさせていただいて、次回、また会を少人数で開く予定である。少しずつであるがやっていきたいと思う。

○会長

ただいまの、教育に関する部分で、本日欠席の委員から、提案をいただいておりますので代読をさせていただく。計画案34ページの「（3）学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の推進」というところで、文言が「生命の大切さに関する教育、犯罪抑止のための教育等の啓発を促進します。」となっているところについて、「教育等の啓発というのは具体的に何をするのかというのがぼやけているんじゃないか。」という御意見で、御提案として、「犯罪抑止のための教育を充実します」と、例えばですが変更してはどうかというような御意見がございましたが、これに関してはいかがか。

○事務局

先ほどの御指摘のとおり、計画案の文言において、教育と啓発のどちらを進めていくの

かが不明確であったと思う。御提案のとおり、本課がめざすのは生命（いのち）の大切さを教え、子どもたちが将来に渡って犯罪の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を学校で充実させることにある。ついては、委員御提案の「犯罪抑止のための教育を充実します」と修正させていただきたい。

○委員

計画案35ページの「（6）犯罪被害者等支援の大学生の理解増進」で「大学等と連携し」とあるが、具体的にどうしていくのか。小・中・高は教育委員会が所管しているが、これはどうされるのか。

○事務局

県から徳島被害者支援センターへの委託において、研修や啓発についても実施している。毎年、犯罪被害者御遺族等による講演会を開催するとともに、大学生を対象とした研修を行っている。

○事務局

県から委託を受けて、4大学の学生で、公認心理師とか臨床心理士を目指す学生を対象に募集をかけている。秋頃、「考え学ぶ講座」という名前で20数名で徳島市内のホテルで実施している。県警察本部から講師として来ていただくこともある。徳島県犯罪被害者等支援条例が制定されてから実施しており、今年で5回目になる。

○委員

警察庁で毎年実施している犯罪被害者週間の中央イベントで、今年は私が講演をすることになっている。Y o u T u b eで配信されますので、是非、興味のある方は御覧ください。特に今年は、1週間だった犯罪被害者週間が、1か月間の犯罪被害者等支援広報啓発強化期間として広報啓発活動を実施することになり、いよいよ国が本腰で被害者支援をやるのかなという期待をしている。

○会長

それでは、これをもって協議事項の1及び2についての協議を終了させていただきたい。事務局においては、ただいまの御意見、御提言等を踏まえて、計画案の修正等をお願いしたい。

それでは、最後に協議事項3について事務局から説明願いたい。

○事務局

協議事項3のパブリックコメントの実施については、県の「オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱」により、本日は皆様方から頂いた御意見に基づき第二次計画案を修正し、会長に御確認いただいた上で実施したいと考えている。

パブリックコメント終了後、必要があれば更なる修正を加え、新たな修正案としてその趣旨について会長に御報告させていただく。会長におかれては、改めて本修正に関する協

議のための審議会を開催する必要があるかどうかを御判断いただきたいと考えている。

○会長

ただいまの事務局からの説明について、まず第1点目のパブリックコメントに付すための、本日の審議会での御意見に基づく第二次計画案の修正内容の確認については、会長である私に御一任いただけるか。

（「異議なし」との発言有り）

○会長

ありがとうございます。それでは私のほうでしっかり確認させていただきたい。

また2点目の、パブリックコメント後の第二次計画案の修正内容の確認と、審議会開催の可否について、こちらも私のほうでしっかり検討したいと思うので、会長である私に後一任いただくということによろしいか。

（「異議なし」との発言有り）

○会長

ありがとうございます。

それでは、これで協議を終了させていただく。